

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がい者の高齢化と障害の重度化が進む中で、福祉のニーズがますます複雑多様化しており、全ての障がい者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいのある人もない人も互いに相手の人格及び個性を尊重し、共に支え合う共生社会の実現が求められています。

国では、令和5年に「第5次障害者基本計画」を策定しました。この計画は、共生社会の実現に向けて障害の有無に関わらず、全ての国民が基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを基本理念としました。また、障がい者が自らの決定に基づいて社会の活動に参加し、能力を発揮し自己実現できるよう支援されるとともに、社会的な障壁が除去されることを目指しています。

田布施町では、平成30年3月に「田布施町障がい者計画（第5期）」を策定しており、基本理念として「自立・参加の支援」「主体性・選択制の尊重」「地域で協働・支え合い」の三つを掲げ、障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう幅広い分野にわたる施策を総合的に展開してきました。

このたび、計画の見直し時期を迎えたことから、国の「障害者基本計画」に基づき、新たに「田布施町障がい者計画（第6期）」を策定することとなりました。今後は、新たな計画をふまえ、障がい者福祉施策を推進していきます。

2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向

国では、市町村及び都道府県が「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を作成するに当たって、即すべき事項を定めた基本的な指針（以下「国の指針」という。）の一部を改正しました。

【国の指針の主な見直し事項】

- | |
|--|
| <p>① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none">・ 重度障がい者等への支援に係る記載の拡充・ 「障害者総合支援法」の改正による、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 <p>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」の改正等を踏まえた、更なる体制整備・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定 <p>③ 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記 <p>④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備・ 障がい児入所施設からの移行調整の取組みの推進・ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を踏まえた、医療的ケア児等に対する支援体制の充実・ 聴覚障がい児への早期支援の推進 |
|--|

- ⑤ **発達障がい者等支援の一層の充実**
 - ・ペアレント・トレーニング等のプログラム実施者養成の推進
 - ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥ **地域における相談支援体制の充実強化**
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦ **障がい者等に対する虐待の防止**
 - ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧ **地域共生社会の実現に向けた取組み**
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨ **障害福祉サービスの質の確保**
 - ・都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩ **障害福祉人材の確保・定着**
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪ **よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定**
 - ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のよりきめ細かい地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
- ⑫ **障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進**
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬ **「障害者総合支援法」に基づく難病患者への支援の明確化**
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭ **その他：地方分権提案に対する対応**
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「田布施町障がい者計画」は、本町の障がい者福祉施策を円滑に実施するために、「田布施町障がい福祉計画」及び「田布施町障がい児福祉計画」により構成され、障害（児）福祉の方向性を踏まえ、サービス量等の目標設定を行い、その確保のための方策を定めたものです。

(2) 根拠法令

「田布施町障がい者計画」は、障害者基本法に基づいて福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものです。

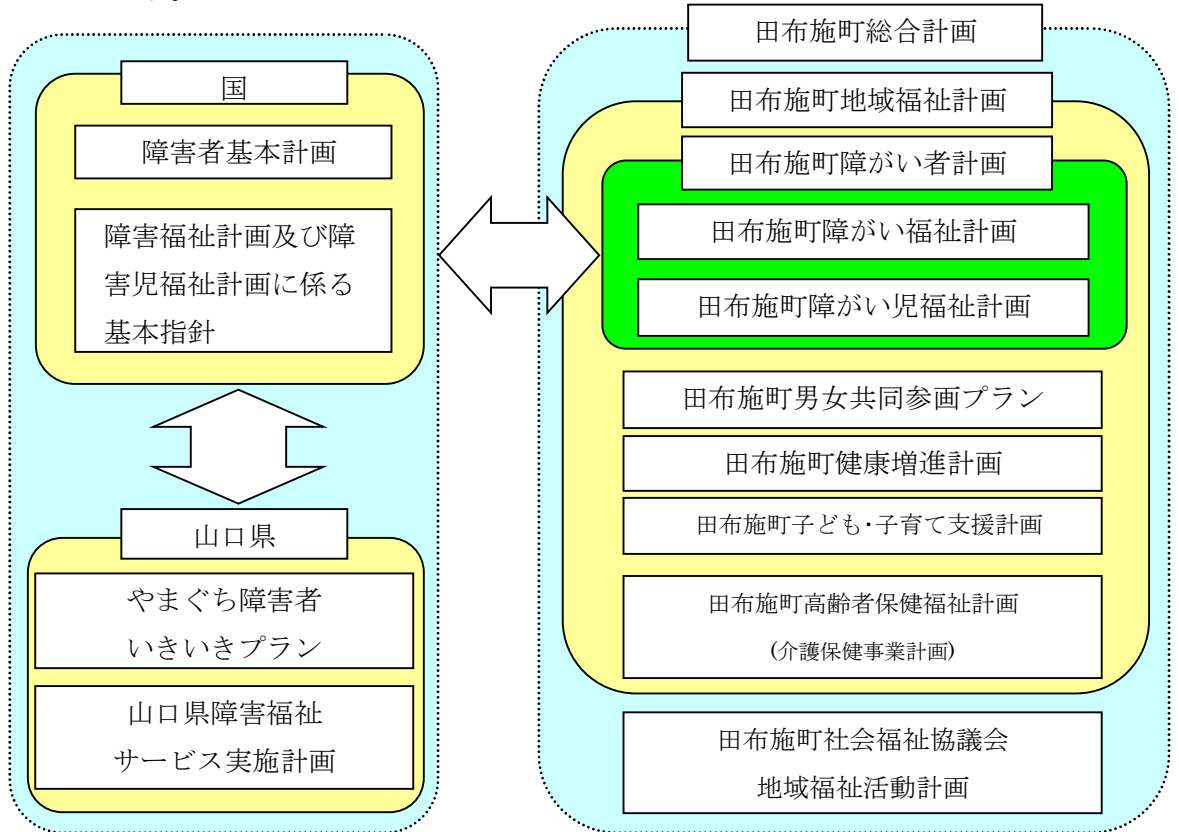
次に、「田布施町障がい福祉計画」及び「田布施町障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉」に基づいて定められ、生活支援に関わる各種福祉サービスについて給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内 容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画 (第5次) (令和5年度 ～令和9年度)	国の基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示します。)	
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち障害者いきいきプラン（2024～2029） ・山口県障害福祉サービス実施計画 [障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)] 		
田布施町	<ul style="list-style-type: none"> ・田布施町障がい者計画（第6期） [障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)] 		

(3) 関連計画

本計画は、「第6次田布施町総合計画」における障がい者（児）福祉の推進に係る計画として位置付けられています。

本町の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び山口県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本町の障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



4 計画期間

「田布施町障がい者計画（第6期）」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

主要なサービスに係る数値等については、「田布施町障がい福祉計画（第7期）」及び「田布施町障がい児福祉計画（第3期）」を令和8年度に見直しを行い、令和9年度から令和11年度までを「田布施町障がい者計画（第6期）」の後期計画として策定します。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度
障がい者計画			第5期				第6期				次期計画								
障がい福祉計画			第5期		第6期		第7期		次期計画		次期計画		次期計画						
障がい児福祉計画			第1期		第2期		第3期		次期計画		次期計画		次期計画						

